

# 令和2年第1回三笠市議会定例会

令和2年3月2日(第1日目)

---

## ○議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
  - 2 会議録署名議員の指名
    - 1番 赤川征視氏
    - 2番 浅尾三吉氏
  - 3 会期の決定
    - 令和2年3月 2日  
令和2年3月13日
    - 12日間
  - 4 諸般報告
    - (1) 議会事務報告
    - (2) 教育委員会審議事項報告
    - (3) 一般行政報告
  - 5 議 事
  - 6 散会宣告
- 

## ○議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について                                      |
| 日程第 2 | 会期の決定について   |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告)                 |
| 日程第 4 | 令和元年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について(監報第1号) |
| 日程第 5 | 報告第1号及び報告第2号について                                    |
| 日程第 6 | 議案第16号から議案第22号までについて(市政執行方針、教育行政執行方針)               |
| 日程第 7 | 議案第1号から議案第12号までについて                                 |
| 日程第 8 | 議案第13号から議案第15号までについて                                |
| 日程第 9 | 土地の取得について   |
- 

## ○出席議員(10名)

議 長	8番	武 田 悌 一 氏	副議長	7番	谷 内 純 哉 氏
	1番	赤 川 征 視 氏		2番	浅 尾 三 吉 氏
	3番	折 笠 弘 忠 氏		4番	只 野 勝 利 氏

5番 畠山 幸氏

6番 澤田 益治氏

9番 儀惣 淳一氏

10番 谷津 邦夫氏

---

○欠席議員(0名)

---

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長	右田 敏氏
総務福祉部長兼 新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局長	金子 満氏	総務課長兼 総務秘書係長事務取扱	藤井 陽一氏
企画財政部長	小田 弘幸氏	企画調整課長	三好 智幸氏
税務財政課長	柳谷 忍氏	経済建設部長	三宅 博文氏
商工観光課長	後藤 議徹氏	教育長兼 教育委員会次長事務取扱	高森 裕司氏
学校教育課長	音羽 英明氏	病院事務局長	三百 莉宏之氏
消防長	辻道 元信氏	監査委員	内田 克広氏
監査委員事務局長	豊口 哲也氏		

---

○出席事務局職員

議会事務局長	中原 保氏	議会係長	花井 志夫氏
議会係	青山 初美氏		

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関及び企画調整課から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

---

### ◎開 会 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和2年第1回三笠市議会定例会を開会します。

---

### ◎開 議 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、1番赤川議員及び2番浅尾議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会 期 の 決 定

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、12日間と決定しました。

---

### ◎日程第3 諸 般 報 告

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてでございますが、1月29日、30日の2日間で特別交付税に関する要望行動として、そこに記載してありますとおり、道内選出国會議員、自治財政局長、官房審議官等に要望してまいりました。例年同様、本市が今まで取り組んできました行財政改革のほか、道路除排雪の対策、市立病院の経営対策等々について説明して、要望並びに支援に対する御理解をお願いしてきたところでございます。

今年度の降雪量が少ないことは総務省においても把握しているところでありますが、雪の量が少なくても除排雪には一定の経費を要することを説明し、自治財政局長並びに財政課長からは、特別交付税の配分枠が少ない中、今年度も大きな災害があり、災害対策が優先となり、大変厳しい状況ではありますが、三笠市の状況は理解できましたので検討していきたいとお話をいただいたところでございます。

なお、今回の特別交付税の要望行動に合わせて、医師確保に対する要請行動につきましても、公益社団法人全国自治体病院協議会と公益社団法人地域医療振興協会を訪問し、医師の紹介をお願いしてきたところでございます。

続きまして、報告第2号の企業の進出についてでございますが、工業団地内の無償貸付区画に生活協同組合コープさっぽろの配送センターの進出が決まりました。

建設について令和2年4月から工事開始が予定されており、9月から操業開始の予定で、雇用者は50名程度を予定しているところでございます。

最後に、報告第3号の市工事についてでございますが、萱野川河川改修工事ほか5件について、そこに記載してありますとおり入札を行いまして、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

また、本報告をもちまして、今年度御承認いただきました工事案件等につきましては、全て入札を終えましたことを併せて報告申し上げます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長(武田悌一氏) これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 市長の行政報告で、特別交付税の関係で上京して、その辺は一定の理解をいたしますが、それに付随したことの病院の関係で、やっぱり一番今、三笠市民が不安になっているのが、もう既に市立病院に2名の医師が院長ともう一人の方の名前を公表しながら3月いっぱいをもって退職するということを表示しています。問題は、その後のことなのですが、市長も一生懸命に努力、汗をかいているのですけれども、どんな感触になっているのか、中央も含めてちょっと聞かせてもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 今のところは取組の最中なので、途中経過ということになるかと思いますが、市立病院の日常の診療体制につきましては、私どもの副院長と、それと今日もおりますが、事務局長がもう本当に奔走してくれていまして、診療の体制についてはほぼ確保できたかなというふうに思っております。

あとは、病院管理という部分で医療法では管理者がいないと病院を運営できないということになっておりますので、その管理者を今、必死でお見つけしようということで取り組んでいる最中でございます。

私なりに、もう数名の方にお会いして、いろいろ交渉もさせていただきましたが、なかなか管理者という立場ですと、それぞれ今いられる病院においても非常に重要な役割を持っていらしたり、また、それ以外にもいろいろ御事情もあつたりしまして、なかなか簡単なものではないなというふうに思います。通常ですと、病院の責任者が次の方をお決めになって、それで病院を潤沢につないでいくというのが普通だと思いますが、何よりそういう分野に極めて疎い私がやっているわけで、なかなか困難を極めておりますけれども、何とかその方向を模索したいと今動いている最中でございますので、もうしばらく時間を頂ければと思っております。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 一定の理解をいたしますが、一番気にしているのは、患者さん方の声もありますけれども、働いている現場の人方に安心して働いてもらわなければならないし、そういう意味では、やっぱり職場のほうにも少しでもいいから、実態としてこういうことになっていますよと、安心して働いてほしいと、そこだけは何らかの形で伝えていかなければならないというふうに私は思います。

それ以後については、また委員会で質問させていただきますので。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 私としましても、何度か病院のほうに伺いまして、全職員を集めてお話をさせていただいているというところでもあります。そのときそのときの状況を御説明申し上げているつもりでありますけれども、いずれにしましても、ここまで来ますと、私なりに結論をきちっと出して、それをお伝えしなければならないということで、当面いろいろ心配されたり、当然のことだと思いますけれども、疑問を持たれたり。逆に言う

と、私もそのために奔走しているというふうには言えるわけですがけれども、やはりそう言いながらも、当然のことながら不安をお持ちの方もおられる。当然だと思いますので、そのところは、どんな形であれ私どもきちっと説明を申し上げるような、あるいは何らかの形でお示しするようなことをしていきながら、少しでも不安を解消していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

◎議長（武田悌一氏） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第3号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

---

◎日程第4 令和元年度定期監査及び財政援助団体等に対する  
監査並びに例月出納検査の実施結果報告について  
（監報第1号）

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第1号令和元年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第1号令和元年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

---

◎日程第5 報告第1号及び報告第2号について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みとします。

---

◎日程第6 議案第16号から議案第22号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針）

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 議案第16号から議案第22号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から令和2年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められていますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から令和2年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 令和2年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

昨年は、平成の時代が終わり、令和という新たな時代が幕を開けました。

国においては、令和2年度を初年度とする5か年の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートさせ、将来にわたって活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正を目指すこととしています。

本市についても「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を次期三笠市総合計画の策定を見据え、2年間延長し国の方針を参酌した中で、新たな施策などを追加し、引き続き地方創生に取り組んでまいります。

人口減少は、全国的な問題でもありますが、本市は、平成23年から移住及び定住施策に取り組み、本年1月末現在では、262世帯、751人の方が支援策を利用し定住されており、人口対策としての効果が発揮されていることから、引き続き誇りと挑戦を根幹に置く「第8次三笠市総合計画」などを踏まえ、国の動向を注視しつつ、新しい発想をさらに取り入れ、4大プロジェクトをはじめとする各種施策を展開し、着実なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

1つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、2つ目は、人口減少対策として徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていること、この2つの考え方に基づき、引き続き市政運営の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げますが、詳細につきましては、別冊の令和2年度市政執行方針をお配りしておりますので、そちらを御参照いただき、ここでは新たな主要施策などについて申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についての新たな施策としまして、小中学校の防災教育の充実を図り、自らの命は自ら守るという防災意識の向上に取り組めます。

また、三笠高校については、高校生レストランのキッチンスタジオにおいて各種料理教室や、本年度より全国の高校を対象とした調理の料理コンクールなどを開催し、食による交流人口の増加に努めるほか、運動公園内に地元出身者等の絵画などを展示する文化芸術振興促進施設を開設することから、高校生レストランの集客力を活かした一体的な取組により、さらなる交流人口の増加に努めてまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」については、農業については、生産性を高め、農業経営の安定化を図るための取組を進めてまいります。

また、三笠市の持続可能な商工業の振興を図るため、今後目指すべき将来像である商工業振興ビジョンを策定するとともに、観光客等に対し、三笠ならではの魅力発信等を行う観光振興ビジョンを策定するほか、地域のかじ取り役となる観光協会が本来の役割を担うため、新たな組織づくりを研究し、持続可能な組織となる道を模索してまいります。

また、農業者や商工業者などの利用による販売促進施設の整備を目指します。

観光施設等については、さらなる施設の利用促進を図るため、施設間の共通券により、一体的な集客力の向上に取り組めます。

旧商工会館跡地を中心とした中心市街地再整備については、将来的に必要な消費生活の確保や交通の利便性の向上と観光情報の発信につなげる施設整備に向け、商工会等と連携して取り組んでまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」については、市内にある森林資源を有効活用するため、再生可能エネルギーとしてエネルギーの地産地消を目指し、引き続き新たな公的施設での活用に取り組んでまいります。

河川については、萱野川などを改修し治水対策を図るほか、サンファーム周辺の浸水被害対策として、雨水調整池の整備を実施してまいります。

また、マイナンバーカードの交付推進のため、地区市民センターなどに出向き、申請を受け付けすることができる機器の整備を進めてまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、放課後児童クラブのニーズ増加に伴う高学年の受入れに向けて三笠保育所を児童館にリニューアルするほか、本市幼児教育の存続及び待機児童の解消等を目的とする民間による「幼保連携型認定こども園」の開設や国の幼児教育・保育の無償化に加え、人口減少対策として移住及び定住促進につなげるため、本市独自の保育所使用料・副食費助成事業、幼稚園副食費助成事業を実施するとともに、新たに、高校生までの子供の医療費の自己負担分に対し助成を行い、子育てしやすい環境を整えるほか、商品券などで支援することにより、市内経済の活性化も推進してまいります。

市内唯一の総合病院である市立病院を将来的にどう維持存続していくかについては、将来の人口規模を踏まえつつ、超高齢化社会の中で、どのような医療機能が必要かというこ



とを考え、今後の方向性をまとめた上で、市民の意見をお聴きいたします。

また、国や北海道と連携しながら感染症対策に努めます。

高齢者福祉については、新たに高齢者の安全な移動手段と在宅生活を支援するため、安全運転支援装置搭載車両の購入及び後づけ装置の導入費用を助成します。

さらに、少子高齢化の進展に対し、医療と介護、福祉、健康づくりが連携した横断的・包括的な施策を推進するためのビジョンを策定します。

また、愛の鐘放送設備については、昨年度の実施計画を基に、各地域に放送設備の設置を図るとともに、放送が聞こえない地域には戸別受信機の設置を進めてまいります。

さらに、今後10年間をめどに非常食や段ボールベッドなどの防災用備蓄品についても整備し、市民の安全、安心に努めてまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

三笠ジオパークについては、年々入り込み客数が増加傾向にありますが、さらなる工夫を重ね、日本遺産に認定された炭鉱関連施設等を十分に活用するとともに一部施設の健全性の調査を行い、ジオパークの効果をより発揮できるよう努めるほか、引き続き認定時に課題とされている地形地質の学術調査や無形文化遺産の整理などを行い、次回の再認定審査までに課題を解決してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

移住定住促進については、引き続きテレビCMなどで本市の認知度向上を図るほか、地域おこし協力隊制度の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の確保に努めてまいります。

また、ふるさと納税者などを対象とした「こころのふるさと感謝祭」を開催し、ふるさと納税のPR強化と関係人口の創出・拡大に努めます。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承し、小さくてもキラリと光るまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、自らの夢に挑戦し、そして本市に帰ってこられる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、令和の時代を三笠再生の時代と位置づけ、今まで育ててきたまちづくりの芽を確実に幹とし、そして枝として育て上げ、さらに大きく実を結ぶよう「第8次三笠市総合計画」などの確実な推進を図り次期計画へもつなげていくよう、これからも明るい未来に向けたまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上、市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 次に、教育長から令和2年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

(教育長高森裕司氏 登壇)

◎教育長(高森裕司氏) 令和2年第1回定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

グローバル化は社会に多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新は人間生活を質的にも変化させつつあります。こうした社会的変化の影響が、社会のあらゆる領域に及んでいる中、教育の在り方についても新たな事態に直面しております。

10年ぶりに改訂される新学習指導要領においては、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施されるとともに、地域との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の理念の下、子供たちが未来社会を切り開くための資質・能力を確実に育むために、教科横断的な視点に立った「カリキュラム・マネジメント」の確立と「主体的・対話的で深い学び」の実現を両輪として機能させることが求められております。

北海道においては、予測困難で変化が激しく多様性が高まる社会において、全ての子供たちが、それぞれの夢を持ち、その実現に挑戦しながら、自らの可能性を發揮し、幸福な人生とよりよい社会の創り手となる力を身につけることを教育の目指す姿として取り組んでおります。

本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行することにより、本市教育の目指す姿として掲げている家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育むとともに、地域の歴史や文化、まちづくりなどへの関心を深め、地域を知ることによって、三笠で生きること誇りを持ち、三笠の未来を考え、郷土愛を育む学校教育を推進してまいります。

また、教職員が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに効果的な教育活動を行うことができるよう学校における働き方改革を推進してまいります。

さらに、市民の誰もが、豊かな心を育み、実りのある生活を送っていただくため、市民の多様なニーズに応じた学習機会を提供するなど、あらゆる機会、あらゆる場所で生涯にわたって学び続けることができる社会教育を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

本年度から新たな事業者の下、幼保連携型認定こども園が開設されることから、私立幼稚園の園児がスムーズに移行できるよう必要な支援を進めてまいります。また、幼稚園副食費助成事業として、保護者が負担する副食費相当分を商工会が発行する商品券で助成してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

基礎学力の定着を目的とした学力向上未来塾推進事業、英語への興味・関心を深め、実践的コミュニケーション能力を身につけさせるための親子を対象とした英語教室を引き続き実施するとともに、小中一貫コミュニティ・スクールを推進することにより、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる環境の充実に努めてまいります。また、小中学校の

防災教育教材を作成し、自らの命は自ら守るという防災意識の向上に取り組んでまいります。

いじめ問題対策については、「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

三笠高等学校については、授業や高校生レストランでの研修を通して、食に関する高度な専門的知識と技術のほか接客や経営力などを学ぶことなどにより、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、引き続きキッチンスタジアムにおいて各種料理教室のほか、本年度より全国の高校を対象とした調理の料理コンクールなどを開催し、食による地域活性化や交流人口の増加に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育む環境づくりの推進や学びの成果を活かす機会の提供など、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するほか、運動公園内に、地元出身者等の絵画などを展示する文化芸術振興促進施設開設し、市民が広く文化芸術に触れる機会の拡充を図るとともに、高校生レストランの集客力を生かした一体的な取組により、さらなる交流人口の増加に努めてまいります。

三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、引き続き開催するとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

図書館については、子供たちへの読書習慣の定着を促進していくほか、市民から図書館のリクエストに応えるなど、利用しやすい図書館づくりに取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでまいります。

博物館については、さらなる利用者の拡大を目指し、民間企業や国立科学博物館と提携し、多くの人を楽しみながら学習できる人気ゲームキャラクターを活用した特別展を開催してまいります。

以上、令和2年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、本市の将来を担う子供たちの健やかな成長を育んでいく教育環境の充実に努めることが必要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重さを深く認識し、市長と教育委員会との連携を一層緊密なものとし、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げます各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいりたい決意でございます。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 引き続き、議案第16号から議案第22号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第16号令和2年度三笠市一般会計予算から議案第22号令和2年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の令和2年度地方財政対策において、地方創生の推進や防災・減災対策等に取り組むつつ、地方が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源の総額については、令和元年度と同水準で確保されました。

しかしながら、本市の財政は地方交付税等に大きく依存し、その動向に左右されやすい構造であることから、引き続き、将来にわたる健全な財政運営を意識しつつ、限られた財源の中で子育て支援や高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、希望に満ちた元気産業都市づくりを目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第16号令和2年度三笠市一般会計予算についてであります。経常的歳出予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、必要経費の見直しを図りながら、将来に向けた財源の適正な管理を目的とした基金への積立てのほか、重点的・効率的な予算編成としたものであります。

一方、政策的予算では、「第8次三笠市総合計画の確実な推進」「まち・ひと・しごと総合戦略の推進」をコンセプトに、地域特性を生かした経済・産業活性化、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境や安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、厳選して予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画などにに基づき積算し、歳出関連の国庫支出金等特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、自動体外式除細動器の借り上げ料について措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計の予算の総額は97億8,388万9,000円となり、骨格予算であった前年度の第2回補正後予算額と比較しまして7億9,565万5,000円、率にして7.5%の減となるものであります。

次に、議案第17号令和2年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び共通経費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分並びに事務費負担分の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億9,320万9,000円となり、前年度予算額と比較しまして940万5,000円、率にして5.1%の増となるものであります。

次に、議案第18号令和2年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。北海道の予算編成における留意事項を考慮し、本市の国民健康保険財政運営が健全に運営されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、給付実績ベースで算定し、措置しております。

国民健康保険事業費納付金は、北海道の試算額で計上しているほか、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業に係る経費を引き続き措置するものであります。

保健事業費については、特定健康診査の受診料を無償化するほか、特定健診の未受診者対策事業、特定保健指導、人間ドック利用者への助成及び各種検診、予防接種費用の助成、生活習慣病予防水中運動教室の実施に要する経費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、国民健康保険事業費納付金の財源確保が可能な見込みから、現行の料率は据え置くものとしておりますが、限度額については、国の基準額引上げに伴い、3万円を引き上げ、96万円にするものであります。

また、道支出金は、保険給付費実績に基づき算定し、一般会計繰入金など歳出関連で見込まれる全ての収入を措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は12億3,440万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして2億1,641万6,000円、率にして21.3%の増となるものであります。

次に、議案第19号令和2年度三笠市介護保険特別会計予算であります。第7期介護保険事業計画を基本に、令和元年度の決算見込額を考慮し、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、令和元年度の決算見込額を基に計上するものであります。

地域支援事業費については、介護予防水中運動教室や元気アップ教室のほか、認知症初期集中支援事業などを継続して実施するものであります。

一方、歳入であります。まず介護保険料については、保険給付費や介護給付費準備基金の取崩しによる繰入金等を考慮し、措置するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、三笠市の負担額については、保険給付費に対する

それぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計の予算総額は14億2,897万5,000円となり、前年度予算と比較しまして4,424万6,000円、率にして3.2%の増となるものであります。

次に、議案第20号令和2年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全で良質な水を安定的に供給するため、施設の適切な管理を基本に予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、実績に基づく推計使用水量により給水収益を見込み、総額3億201万2,000円を措置するものであります。

また、支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として総額3億836万4,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、送水管と配水管の新設改良のほか、引き続きメーター器の取替えを行うため、3億3,696万8,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額2億940万円を措置するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は6億4,533万2,000円となり、前年度予算額と比較しまして4,071万9,000円、率にして6.7%の増となるものであります。

次に、議案第21号令和2年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活環境を確保するための基盤整備と施設の適正な維持管理を図ることを基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、水道事業会計と同じ方法による推計使用水量により下水道使用料を見込み、総額5億7,572万1,000円を措置するものであります。

また、支出では、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億6,970万円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、三笠市公共下水道事業ストックマネジメント計画制度の補助を活用し、更新に伴う三笠浄化センター工事と岡山汚水中継ポンプ場等の詳細設計を行うほか、企業債償還金4億2,468万4,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億9,643万2,000円を措置するものであります。

以上により、下水道事業会計の支出予算の総額は9億9,438万4,000円となり、前年度予算額と比較しまして5,971万3,000円、率にして6.4%の増となるものであります。

最後に、議案第22号令和2年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、市内唯一の総合病院として、市民が可能な限り住み慣れた地域で診療が受けられるよう、医師・看護師・医療技術者等の必要な人材の確保に努め、安心して医療を受けることができる環境づくりを進めます。

まず、収益的収支であります。収入については、1日平均入院患者数を94.0人、1日平均外来患者数を236.5人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額20億6,195万5,000円を措置するものであります。

また、支出については、必要な経費として総額22億2,871万2,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽化への対応や医療サービスの充実を図るため、医療用機械器具の10品目の購入のほか、修学資金貸付金など、総額1億2,360万3,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額8,023万円を措置するものであります。

以上により、市立三笠総合病院事業会計支出予算の総額は23億5,231万5,000円となり、前年度予算額と比較しまして、8,830万6,000円、率にして3.6%の減となるものであります。

以上、議案第16号から議案第22号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第16号から議案第22号までについての提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第22号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第16号から議案第22号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定

により、配付した一覧表のとおり 9 名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました 9 人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

## ◎日程第 7 議案第 1 号から議案第 1 2 号までについて

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の 7 議案第 1 号から議案第 1 2 号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第 1 号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定から議案第 1 2 号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更まで、一括して提案説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、三笠藤幼稚園の閉園並びに幼保連携型認定こども園三笠まつばの杜の開園に伴い、三笠市税条例ほか関係条例について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市税条例においては、寄附金税額控除の規定において、寄附の対象となる学校法人の名称を改めるほか、三笠市立博物館設置条例等については、観覧料等の減免規定を幼稚園から認定こども園に改めるため、必要な改正を行うものであります。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 2 号三笠市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、条例中の引用条項を改めるほか、公表等の方法について包括的かつ明瞭な表現に変更するものであります。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 3 号三笠市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、奨学資金貸付けの事業目的が達成されることに伴い育英特別会計を廃止するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、本条例における育英特別会計の規定を削除するものであります。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日であります。

次に、議案第 4 号三笠市公の施設共通使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、共通使用料の対象施設に文化芸術振興促進施設を追加するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、入館料について夏季及び冬季区分に分け、当施設分を上乗せした料金を



設定するほか、必要な事項を定めるものであります。

施行期日は、三笠市文化芸術振興促進施設設置条例の施行の日であります。

次に、議案第5号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、北海道建設部手数料条例の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、都市の低炭素化の促進に関する法律等に関する申請の手数料及び区分を設定するほか、建築基準法に関する既存手数料の改正を行うものであります。

施行期日は、建築基準法に基づく手数料については令和2年7月1日、その他については同年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の制定は、児童館機能を拡充するべく、三笠市児童館を本年3月で閉所する三笠保育所に移転するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、児童館の設置場所を「三笠市若松町14番地1」に改めるものであります。

施行期日は、規則で定める日からであります。

次に、議案第7号三笠市放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、これに定める基準を参酌し、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、放課後児童支援員の人数を「1人以上」に改めるほか、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、国の国民健康保険料課税限度額の見直し並びに国民健康保険法施行令の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国民健康保険料の基礎賦課限度額を61万円に引き上げるほか、被保険者均等割及び世帯別平等割額の軽減措置額について、5割軽減の基準を28万5,000円に、2割軽減の基準を52万円に引き上げるものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、民法の改正に伴い必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、法定利率の変動制が導入されることから、不正入居者に対する明渡し請求時に徴収する額の利率を「法定利率」に改めるものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市水洗便所等改造補助金条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、下水道の普及促進を目的として、補助金の交付要件を

追加するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、50万円未満の改造工事等について、費用の10分の1を補助するものであります。

施行期日は、令和2年4月1日であります。

次に、議案第11号桂沢水道企業団規約の変更に関する協議についてであります。今回の提案は、企業団事務所の所在地の変更及び経費の支弁方法の見直しを行うため、組織する市において規約変更の協議を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。今回の変更は、令和2年度の追加事業として「国営北海地区土地改良事業」及び「幼稚園副食費助成事業」を実施するに当たり、財源として有利な過疎債を適用することから、現計画の一部変更が必要なため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第1号から議案第12号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第12号までについては、さきに設置した9人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

9人の委員をもって構成する特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

---

## ◎日程第8 議案第13号から議案第15号までについて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 議案第13号から議案第15号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第13号令和元年度三笠市一般会計補正予算（第6回）から議案第15号令和元年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第4回）まで、一括して提案説明申し上げます。

初めに、議案第13号令和元年度三笠市一般会計補正予算（第6回）についてであります。今回の補正は、既定予算額108億3,147万6,000円に5億7,438万7,000円を追加し、予算の総額を114億586万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。国の地方創生拠点整備交付金の活用による販売促進施設整備事業費を措置するほか、市立病院に対する補助金、GIGAスクール環境施設整備事業など、総務費から教育費まで6款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る財源のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正など予算の整理を行い、一般財源については、財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

次に、議案第14号令和元年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、既定予算額11億1,841万1,000円に1億7,726万8,000円を追加し、予算の総額を12億9,567万9,000円とするものであります。

まず、歳出であります。保険給付費の療養費分の整理を行うため、必要な措置を行うものであります。

一方、歳入については、歳出の療養給付費分は全額道支出金で賄うものであるため、歳出同額分を措置するものであります。

最後に、議案第15号令和元年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費における予算の整理を行うとともに、資金不足額が発生しないよう一般会計繰入金を追加するものであります。

まず、収益的収入支出であります。収入については、患者数が目標数に達していないことによる影響や、一般会計繰入金を3億7,300万円追加することにより、総額を19億4,537万4,000円とするとともに、支出については、給与費、材料費、経費などを整理し、2億7,722万5,000円を減額することにより、総額を19億6,661万8,000円とするものであります。

次に、資本的支出であります。建設改良費について入札結果に基づき整理するとともに、資本的収入においては、建設改良費の財源である企業債を減額するものであります。

以上、議案第13号から議案第15号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第15号までについては、さきに設置した9人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

9人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

---

### ◎日程第9 議案第23号 土地の取得について

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の9 議案第23号土地の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第23号土地の取得について、提案説明申し上げます。

今回取得する土地は、三笠市土地開発公社所有の土地であり、土地開発公社の経営の健全化を図るため取得するものであります。

取得する土地の所在は、三笠市萱野536番2ほか63筆、合計面積は49万9,674.62平方メートルであり、取得価格は総額3,282万2,732円であります。

予定価格が2,000万円以上、面積が5,000平方メートル以上の不動産となりますことから、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により提案しますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号については、さきに設置した9人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

9人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

---

### ◎休会の議決

---

◎議長(武田悌一氏) 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月3日から3月12日までの10日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

3月3日から3月12日までの10日間、休会することに決定しました。  
以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

---

◎散 会 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これもちまして散会します。  
御苦労さまでした。

散会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員